

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 第2条9.1に基づくものです。〕

食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準を改正する予定ですので、お知らせします。
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
食品表示基準の改正
- 2 対象品目
機能性表示食品
- 3 趣旨及び目的
2024年3月末に生じた機能性表示食品による健康被害の再発防止を図るため、届出者（機能性表示食品制度を利用する食品関連事業者）が機能性表示食品に関する健康被害と疑われる情報を収集・把握した場合、届出者が消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを義務付ける。また、機能性表示食品制度に対する信頼性を高めるため、機能性表示食品のうち錠剤、カプセル剤等の食品については、GMP（適正製造規範）に基づく製造管理を届出者の遵守事項とする。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁食品表示課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL (03) 3507-9222
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後30日間